

「政治」が教育を主導するとき。 大阪「教育基本条例」を読み、考える。

「しんどい子に寄り添うのが大阪の教育」

大阪の中学校に勤めるT先生のクラスは、生徒の6割が生活保護や準保護だ。

ひとり親家庭の生徒も多い。親が夜働いているため、食事をつくってもらえない生徒までいる。

部落差別や在日韓国・朝鮮人差別など、差別問題も根深い。人権教育のとくみは切実な課題だ。

でも、T先生たちは必死にそんな生徒たちに向き合ってきた。家に帰らない生徒たちを夜中まで探し回る。食事をとらずに学校に来る生徒のために、こっそりとおにぎりを用意することもある。

それが教師の役割なのかどうか、ためらいもある。でも、「しんどい（思いをしている）子に寄り添うのが大阪の教育や」T先生たちは、そう言い合ってきた。

T先生の中学校の総合学習のテーマは「貧困」だ。みんなの「しんどい」思いはどこから来るのか。生徒たちの社会認識を深め、差別や貧困に負けるのではなく、立ち向かっていける生徒たちに育ててほしい。

進学率や平均点ではない。それが、この子たちの本当の「生きる力」なのだ、T先生は思っている。

全国学力テストの「平均点」だけを並べれば、大阪の順位は高いとは言えない。

だが、大阪大学の志水宏吉さんは著書の「公立学校の底力」（ちくま新書）の中で、大阪には本当の意味で「力のある」学校が少なくない、と指摘する。

しかし。

子どもたちに寄り添い、共に学ぶ。そんな大阪の教育は今、まったく別の論理に支配されようとしている。

橋下徹・大阪市長の率いる「大阪維新の会」が議会に提出した「教育基本条例」だ。

「国際競争を勝ち抜けない」

この条例制定の中心となった坂井良和・大阪市議は昨年、条例の趣旨について朝日新聞のインタビューにこう答えている。

人類の歴史を見れば、ずば抜けた人たちが新技

術や思想を生んできた。これがないと国際競争を勝ち抜けない。まずは格差を受け入れてでも、秀でた者を育てる必要がある。

学区を撤廃し、学校選択制を導入し、学力テストの結果も学校別に公表する。そうすれば親と子が情報をもとに学校を選べる。自分で選ぶのだから結果責任も自分でとる。

「学校選択制」や「学力テストの結果公表」、「自己責任」論……とっくに破綻したはずの競争万能主義や市場原理主義に逆戻りしたような主張が並ぶ。

この条例が教育の目標を「人格の完成」（教育基本法）ではなく、「グローバル社会に対応できる人材の育成」に置くのはこのためだ。

だが、それは教育のごく一部でしかない。T先生の生徒たちのような場合は、どうなるのだろう。

「教育委員会はバカ」

かつて橋下氏は学力テストの成績公表に反対する府下の教育委員会にいらだち、「バカ！」と罵倒した。

彼は教育委員会が政治から「独立」していることに、おおいに不満があるのだろう。

そこで条例は、こんな論理からはじまる。

前文 政治が適切に教育行政における役割を果たし、民の力が確実に教育行政に及ばなければならない。（傍点は筆者）

政治家は選挙で選ばれている。選挙結果は「民意」なのだから、橋下氏の考え（＝「民の力」）を教育に反映させるのは当然ではないか、というのだ。

でも、それでは選挙で首長が変わるたびに、教育方針が猫の目のように変わることになりかねない。そうならないように教育委員会制度があるのだ。民意の反映というなら、教育委員の公選制を復活させれば良い。



▲橋下徹市長

だが、「教育基本条例」はこのように定める。

- 知事は、学校が実現すべき目標を設定する。
(府条例第6条 以下、例示は府条例)
↓
- 教育委員会は具体的な指針を作成し、校長に提示する。(第7条)
- 教育委員が目標を実現する責務を果たさない場合、罷免事由に該当する。(第12条)
↓
- 校長は学校の具体的かつ定量的な目標を設定し学校運営を行う。(第8条)
↓
- 教員は、教育委員会の決定、校長の職務命令に従う。(第9条)
- 職務命令に三回目の違反を行った教員は免職とする。(第38条)

橋下氏は「教育は2万%強制だ」と語った。

条例には「職務命令」「罷免」「免職」といった文言が並ぶ。まさに「上意下達」そのものだ。

だが、そうまでして政治家が設定する「目標」とは、どんなものだろうか？

条例には「具体的かつ定量的」とある。

つまり数値目標だ。「みんなが明るく元気に共にすごせる学校」では、ダメなのだ。きっと「学力テストの平均点が府の平均を上回る」「部活動の半数が府大会出場」などでなければならないだろう。

そして、おそらくは教科書採択にも「民の力(＝政治家の意思)」は発揮されるだろう。

「学校選択制」で不人気校は「統廃合」

- 学力テストの結果について、市町村別及び学校別の結果を公開する。(第7条)
- 府立高等学校の通学区は府内全域とする。
(第43条)
- 3年連続で入学定員を入学者数が下回る場合には、当該学校は統廃合の対象。(第44条)

先日、杉並区教育委員会は「学校選択制」の廃止を発表した。杉並だけではない。全国で、一度は導入した学校選択制を廃止する自治体が増えている。一部の進学校などに人気が集まり、学校間格差が固定されてしまったからだ。とっくに失敗した制度なのだ。

だが、条例はその失敗を繰り返そうとしている。

T先生の地域の高校も、しんどい生徒たちをおおぜい抱える。多分、真っ先に統廃合の対象となるだろう。

だが、それは本当に生徒のための「改革」なのだろうか…… T先生にはどうしても納得できない。

教員の評価は5段階相対評価

- 人事評価は五段階評価で、次に掲げる分布となるよう行わなければならない。
S 5% A 20% B 60% C 10% D 5%
(第19条)

この人事評価は「相対評価」だ。つまり、毎年職員室の誰かに「D」がつくのだ。

教職員の仕事はチームワークである。しかも、その「成果」は短期間であらわれるものではない。こんな評価は教職員を分断するものでしかない。

さすがにこの相対評価は条例の修正協議において絶対評価に改められたが、本質的な問題は残る。

- 校長及び副校長の任用は任期を定めて行う。
- 任用に当たり、マネジメント能力の高さを基準として、意欲ある多様な人材を積極的に登用しなければならない。(第14条)

学校長は、もはや教育者ではなく「経営者」だ。そのために「民間人校長」を積極的に任用する。

「任期付き任用」だから、「成果」があがらなければ簡単に任用を打ち切られる。だが、これで本当に長期的な視野を持った学校運営ができるのだろうか？

教育基本条例は全国に波及？

仮想敵をつくり、その相手を極端な言葉で攻撃する。そんな橋下氏のスタイルは、確かに“視聴率”は取れるだろう。だが、教育は本当にそれで良いのだろうか。

さすがに大阪では、橋下氏が任命した教育委員からも条例に反対の声が次々にあがった。堺市議会は、条例案を否決した。

だが大阪市議会に続き府議会でも、条例は数の力で可決される趨勢だ。

「教育基本条例」の問題は、対岸の火事ではない。

いま「維新の会」は次回の総選挙に大量の候補者を立て、国政にも進出しようとしている。もし「維新の会」が連立政権に参加することになれば、「教育基本条例」が法制化されて全国に及びこともありうる。

政治が教育を支配するとき何が起きるか、藤沢の私たちは海老根市政の4年間で学んだ。まして「教育基本条例」の内容はその比ではない。

条例をめぐる情勢を、ぜひ注視していきたい。